

第４２回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会 資料一覧

- － 次第
- － 駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会委員及び幹事名簿
- － 駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会設置要綱

- 資料１ 第４１回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施結果まとめ
- 資料２ 令和６年度 駅前放置自転車対策事業に関する知事感謝状の贈呈実績
- 資料３ 駅前放置自転車等の現況と対策 ―令和６年度調査―（概要）
- 資料４ 第４２回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施大綱（案）
- 資料５ 第４２回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施計画策定要領（案）
別紙 計画書兼報告書

（区市町村用、鉄道・バス事業者用、構成・協力団体用）

- 資料６ 駅前放置自転車クリーンキャンペーン標語の継続使用について
- 資料７ 駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会設置要綱の改正について
別紙 駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会設置要綱改正案、
新旧対照表

第42回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会

次 第

日時：令和7年6月24日（火）午後3時～
オンライン会議

1 挨拶

東京都 都民安全総合対策本部長 竹迫 宜哉

2 報告

- (1) 第41回 駅前放置自転車クリーンキャンペーンの実施結果について
- (2) 令和6年度 駅前放置自転車対策事業に関する知事感謝状の贈呈実績について
- (3) 駅前放置自転車等の現況と対策－令和6年度調査－（概要）について

3 議事

- (1) 第42回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施大綱（案）について
- (2) 第42回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施計画策定要領（案）について
- (3) 駅前放置自転車クリーンキャンペーンに使用する標語の継続使用について
- (4) 駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会設置要綱の改正について

第42回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会 委員・幹事名簿
(6月24日時点)

No.	団 体 名	委 員 会 委 員		幹 事 会 幹 事	
		役 職	氏 名	役 職	氏 名
会長	都民安全総合対策本部	本部長	タケサコ ヨシヤ 竹迫 宜哉		
1	国土交通省 関東地方整備局	東京国道事務所長	ホンダ タカシ 本田 卓	管理第一課長	オカムラ タカユキ 岡村 隆行
2	国土交通省 関東地方整備局	相武国道事務所長	ミヤモト ユウイチ 宮本 雄一	管理第一課長	オオカワ トクロウ 大川 徳郎
3	警視庁	交通部交通規制課長	イケダ マサヒロ 池田 正博	交通規制課課長代理	マツモト タカシ 松本 崇
4	東京消防庁	警防部参事兼警防課長	コミヤ ミツヨ 小宮 光豊	警防部副参事(警防担当)	シゲタ マサフミ 重田 雅文
5	品川区	交通安全担当課長	ヤマシタ ノリ オ 山下 憲雄	交通安全担当課長	ヤマシタ ノリ オ 山下 憲雄
6	練馬区	土木部長事務取扱 技監	コヤマ カズヒサ 小山 和久	練馬区土木部交通安全課長	ハラダ ショウジ 原田 昭二
7	千代田区	環境まちづくり部長	フジモト マコト 藤本 誠	環境まちづくり部参事 環境まちづくり総務課長事務取扱	カミハラ ヨシヒロ 神原 佳弘
8	荒川区	防災都市づくり部長	マツザキ ヤスマサ 松崎 保昌	土木管理課長	オオキ ヒロシ 大木 浩
9	江戸川区	土木部長	オオタケ ノリユキ 大竹 則之	施設管理課長	タガ ミヨ 多賀 美代
10	武蔵村山	危機管理担当部長	フルカワ ジュン 古川 純	総務防災安全課長	エンドウ ヤスユキ 遠藤 康至
11	あきる野市	総務部長	ワタナベ コウジ 渡邊 浩二	地域防災課長	ミヤタ ケンイチロウ 宮田 健一郎
12	東大和市	まちづくり部長	カネコ ヒデユキ 金子 秀之	都市基盤課長	フクダ トモヒロ 福田 智宏
13	三鷹市	防災安全部長	サイトウ ダイスケ 齋藤 大輔	防災安全部安全安心課長	タケウチ シゲル 竹内 茂
14	多摩市	都市整備部長	コヤナギ カズナリ 小柳 一成	都市整備部交通対策担当課長	タナカ ヨシヒサ 田中 宜久
15	瑞穂町	協働推進部長	ミヤサカ カツシ 宮坂 勝利	安心・安全課長	ヨシオカ ダイスケ 吉岡 大輔
16	東日本旅客鉄道(株)	首都圏本部企画総務部 経営戦略ユニット チーフマネージャー	サクライ アキオ 櫻井 昭夫	首都圏本部企画総務部 経営戦略ユニット マネージャー	マツモト ツヨシ 松本 剛
17	(一社)日本民営鉄道協会(関東鉄道協会)	運輸調整部長	ニシオ ヨシアキ 西尾 佳章	運輸調整部業務第二課 課長補佐	キノシタ シエ 木下 史絵
18	(一社)東京バス協会	常務理事	イシカワ マコト 石川 誠	安全・環境部長	ミヤハラ トシオ 宮原 利夫
19	(一社)東京ハイヤー・タクシー協会	常務理事	コサカ カズヒロ 小坂 和弘	業務部次長	アサミ ケンイチ 朝見 賢一

20	東京商工会議所	広報部長	スギサキ トモリ 杉崎 友則	広報部見える化推進担当課長	コミ カド シュン 小御門 俊
21	東京都商工会連合会	専務理事	ワタナベ ユカ 渡辺 由佳	事務局長	オノデラ タカシ 小野寺 崇
22	東京都商店街振興組合連合会	事務局長	イチムラ トシカズ 市村 敏和	組織課長	シマダ ケンジ 島田 健治
23	(一財)自転車産業振興協会	常務理事	ゴトウ ヒロユキ 後藤 浩之	事業部課長代理	サイグサ リュウヘイ 三枝 竜平
24	東京都自転車商協同組合	理事長	オオエ タクミ 大家 巧	事務局次長	ニッタ タカヒロ 新田 貴宏
25	(一社)全国銀行協会	総務部長	モロエ ヒロアキ 諸江 博明	総務部次長	ヤマグチ オサム 山口 修
26	関東百貨店協会	理事	サトウ ノブヒコ 佐藤 信彦	事務局長	ナカヤマ トモユキ 中山 智行
27	(一財)日本自転車普及協会	業務執行理事	クリムラ オサム 栗村 修	参与兼事務局長	オオシマ タケミ 大島 武巳
28	(一社)日本二輪車普及安全協会	東京都二輪車普及安全協会会長	タカダ ケンイチ 高田 憲一	事務局長	サイトウ ジュン 斉藤 淳
29	(一財)東京都交通安全協会	理事長	オオウラ シゲル 大浦 茂	安全対策部長	ハヤシ ジロウ 林 二郎
30	東京都公立高等学校長協会	会長	カトウ ミズキ 加藤 瑞樹	事務局長	ゾウサク サトミ 造作 聡美
31	(一財)東京私立中学高等学校協会	文化部副部長	タキグチ カズエ 滝口 佳津江	事務局長	ホシ マサノリ 星 政典
32	東京都町会連合会	副会長	コバヤシ ミツオ 小林 三雄	副会長	コバヤシ ミツオ 小林 三雄
33	(一社)東京宝くじ協会	専務理事	ヤガサキ カズユキ 矢ヶ崎 一之	会長	オチアイ ヨシアキ 落合 義昭
34	(公財)自転車駐車場整備センター	常務理事	ナグラ ヒロヒサ 名倉 祐久	総務部課長	ニシザキ トモミチ 西崎 智道
35	(一社)東京母の会連合会	副理事長	コウノ リ ヨ 河埜 里世	事務局長	カサイ ミカ 葛西 美加
36	(公社)東京都専修学校各種学校協会	専務理事・事務局長	イヅカ ミキコ 飯塚 美紀子	総務経理課	ノダ テルコ 野田 照子
37	(公財)東京しごと財団	区市町村シルバー人材センター代表	ミヤチ キヨシ 宮地 潔	総合支援部シルバー人材センター課長	ウエノ ヨシエ 上野 芳江
38	(公社)東京都老人クラブ連合会	会長	ムラカミ ミツオ 村上 光夫	事務局長	ヨシイ エイイチロウ 吉井 栄一郎
39-1	東京都障害者団体連絡協議会	(一社)東京都肢体不自由児者父母の会連合会会長	イケベ マユコ 池邊 麻由子		
39-2	〃			公益財団法人東京都盲人福祉協会 会長	コバヤシ ヤスオ 小林 康雄
40	東京消費者団体連絡センター	事務局長	コウラ ミチコ 小浦 道子	事務局次長	ホシノ アヤコ 星野 綾子

41	生活文化局	私学部長	イノウエ タダシ 井上 直	私学部私学行政課 長	セト ユウイチロウ 瀬戸 裕一郎
42	福祉局	事業調整担当部長	マツタニ いづみ 松谷 いづみ	生活福祉部福祉の まちづくり担当課長	シノ カズコ 篠 和子
43	建設局	道路管理部長	ウエダ タカユキ 上田 貴之	監察指導課長	クラモチ オサム 蔵持 修
44	交通局	電車部長	イナガキ ヒロマサ 稲垣 宏昌	電車部営業課事業 改善担当課長	ユアサ シンイチロウ 湯浅 真一郎
45	教育庁	指導部長	ヤマダ ミチト 山田 道人	指導部高等学校教 育指導課長	コバヤシ ヤスシ 小林 靖
46	都民安全総合対策本 部	総合推進部長	ウマガミ サチコ 馬神 祥子	総合推進部長	ウマガミ サチコ 馬神 祥子
47				交通安全担当課長	ミウラ ヒロ カタ 三浦 弘賢
48				交通安全対策担当 課長	サカモト マサト 坂本 将人
49				交通安全対策担当 課長	ノグチ リョウマ 野口 竜馬
50				交通安全対策担当 課長	トミモト ヤスアキ 富本 保明

第 4 1 回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施結果まとめ

- 1 実施期間：令和 6 年 1 0 月 2 2 日（火）から 1 0 月 3 1 日（木）までの 1 0 日間
- 2 実施主体：東京都、区市町村（島しょを除く。）、国土交通省、警視庁、東京消防庁、J R 東日本、私鉄各社、バス・タクシー事業団体、商工業団体、高齢者団体、障害者団体、消費者団体、学校関係団体、交通安全普及団体等

3 統一標語：「自転車の 代わりに置こう 思いやり」

4 活動結果

(1) 広報活動

放置自転車問題を広く都民に訴えるため、各機関・団体がそれぞれの役割に応じて多様な広報媒体を活用して広報活動を実施した。

ア 印刷物の掲示・配布

- ・ポスター 都：37,467 枚作成、区市町村：3,000 枚作成
J R・民鉄・都営交通駅構内、バス営業所（692 箇所、836 枚）、
電車・バス車内（15,475 箇所、16,125 枚）、学校、関係機関・団体（2,928 枚）
等に掲示
- ・リーフレット 都：132,253 枚、区市町村：17,00 枚作成
通勤・通学等自転車利用者、学校等に配布
- ・注意・警告札 61,640 枚 放置自転車に取付け
- ・広報紙、機関紙等 6,600,952 部 区市町、鉄道・バス会社、交通安全協会、商工業団体他

イ P R 用品等

- ・看板 667 枚 3 区、3 市
- ・横断幕 41 枚 5 区、5 市
- ・のぼり旗、活動品 1,052 枚 15 区、13 市

ウ その他の媒体

広報車、駅構内放送、庁内放送、防災無線放送、FM 放送、ケーブルテレビ、商店街放送、デジタルサイネージ、公式ホームページ、SNS、メールマガジン、バス車内広告

(2) 駅頭広報・撤去活動

広報実施駅数：実 数	132 駅	（区部 86 駅、市部 46 駅、町村部 0 駅）
延日数	801 日	（区部 420 日、市部 381 日、町村部 0 日）
撤去実施駅数：実 数	535 駅	（区部 404 駅、市部 130 駅、町村部 1 駅）
延日数	4,382 日	（区部 2,935 日、市部 1,439 日、町村部 8 日）
撤去台数：	6,508 台	（区部 5,812 台、市部 693 台 町村部 3 台）
広報・撤去活動参加人員：延	9,510 人	（区部 4,851 人、市部 4,643 人、その他 16 人）
自動車動員台数：	延 1,402 台	（広報車 183 台、トラック 1,204 台、その他 15 台）

5 首都圏放置自転車対策協議会の活動

同協議会加盟の 3 県 5 政令都市（埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、千葉市、さいたま市）において、クリーンキャンペーンを協力して実施した。

令和6年度 駅前放置自転車対策事業に関する知事感謝状の贈呈実績

地域の放置自転車対策事業に積極的に協力し貢献している方に対して、知事名による感謝状を贈呈しました。

【概要】

- (1) 贈呈日：令和6年9月4日
- (2) 被贈呈者：団体1団体

	功労者（敬称略）		主な功労内容
団 体	東日本旅客鉄道株式会社 新宿統括センター 新宿駅	新宿区	① 新宿駅東口周辺における定期的な 広報啓発活動（H29～） ② 自社敷地の一部を駐輪場用地とし て貸与

東日本旅客鉄道株式会社新宿統括センター 新宿駅



活動の様子



貸与された敷地で設置された駐輪場

授賞式の様子



知事感謝状贈呈式の様子



集合写真

「駅前放置自転車等の現況と対策－令和6年度調査－」について

－ 調査結果の概要 －

(用語の説明) ※自転車等 …… 自転車及び原動機付自転車

※自転車等駐車場 …… 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の駐車場で、不特定多数の者が利用可能なもの

1 駅周辺における自転車等の放置状況 【図-1】 参照

都内の駅周辺（駅から概ね半径500m以内の区域）における自転車、原付及び自二を含む乗入台数（放置台数と自転車等駐車場の駐車台数の合計）は558,249台でした。このうち、自転車の乗入台数は542,451台で、そのうち**527,575台（約97.3%）**が自転車等駐車場に駐車され、残りの**14,876台（約2.7%）**が路上などに放置されていました。

（1）自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置台数

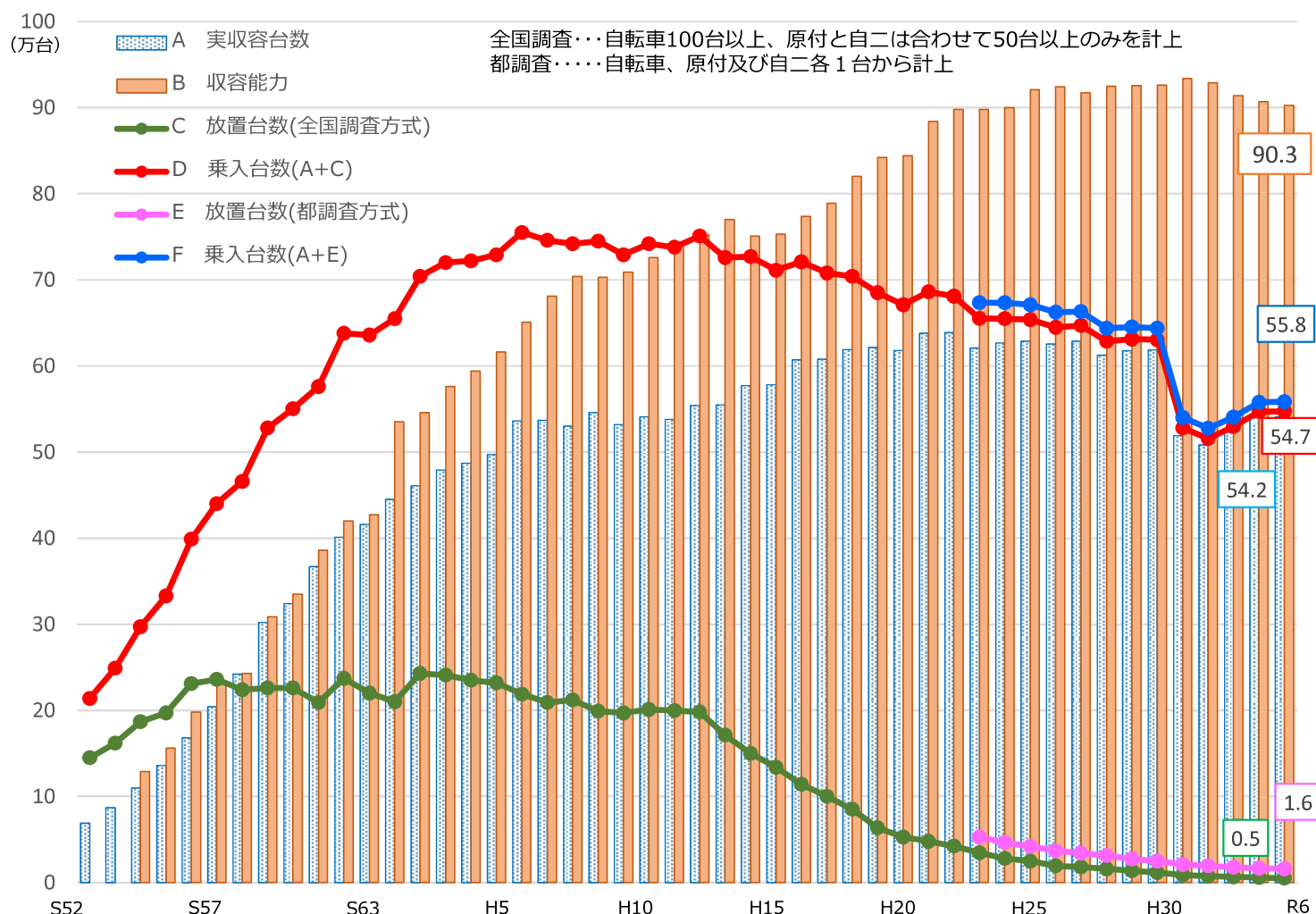
自転車、原付及び自二の放置台数は、**16,042台（前年度比 637台減）**でした。

うち、自転車のみの放置台数は、**14,876台（前年度比 598台減）**でした。

（2）自転車の放置率（乗入台数に占める放置台数の割合）……区部4.1%、市部0.5%、町村部0.1%

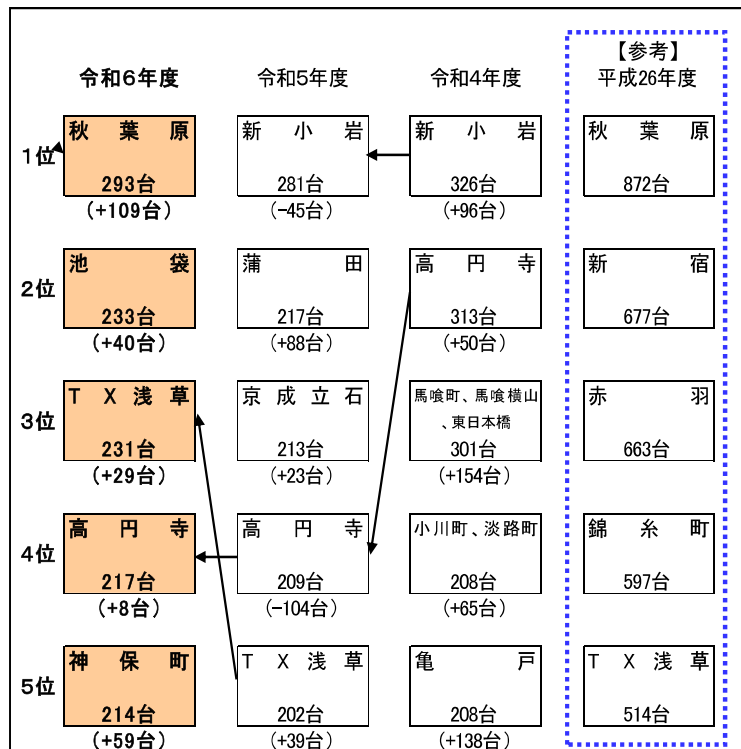
自転車の放置率は区部が高く、高い順に、千代田区40.8%、中央区27.4%、渋谷区25.4%、台東区24.1%、港区16.0%でした。

【図-1】 放置台数・実収容台数・収容能力・乗入台数推移（自転車、原付及び自二を含む。）

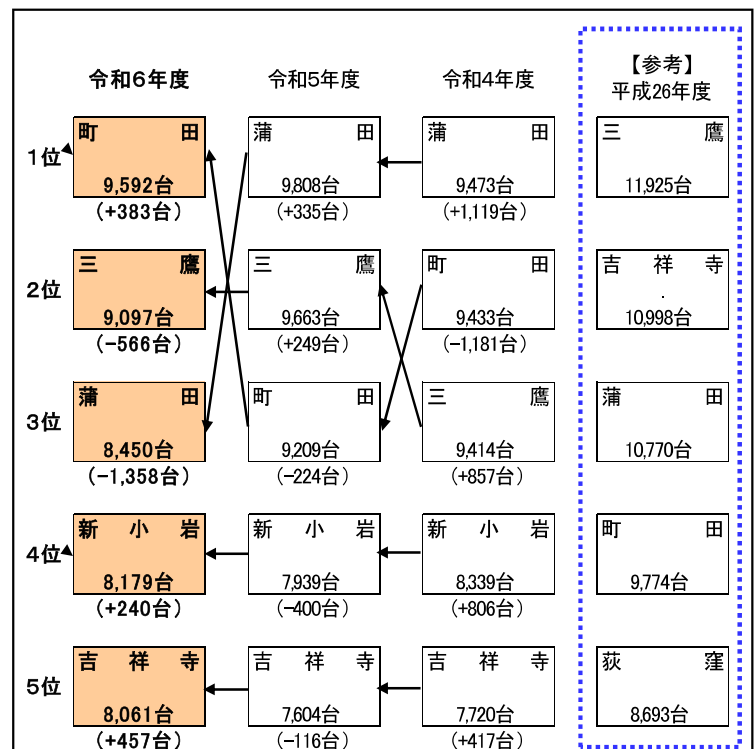


2 放置台数及び乗入台数が多い駅

【図-2】 放置台数が多い駅の推移



【図-3】 乗入台数が多い駅の推移



※乗入台数…放置台数と自転車等駐車場の駐車台数の合計

3 放置自転車等の減少に向けた主な施策

良好な交通環境を整備するとともに街の美観を確保するため、区市町村をはじめ鉄道・バス事業者、警察、商工関係団体等と連携しながら放置自転車対策に取り組んでいます。

(1) 自転車等駐車場の設置等（投資的経費）

令和5年度の区市町村における自転車等駐車場の整備等に要する経費の合計は、約32.5億円（昨年度比 約9.6億円増）でした。

(2) 自転車等駐車場の維持管理・放置自転車の撤去等（消費的経費）

令和5年度の区市町村における自転車等駐車場の維持管理や放置自転車等の撤去等に要する経費の合計は、約146.4億円（昨年度比 約0.7億円減）でした。
またそのうち、放置自転車の撤去、保管及び返還に要する経費は、約50.5億円でした。

(3) 都内6区との協働体制

駅前放置自転車の多い6区（千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区）と放置自転車対策協議会を開催し、各区のノウハウを共有するなど放置自転車対策の推進を図りました。

(4) 駅前放置自転車クリーンキャンペーン

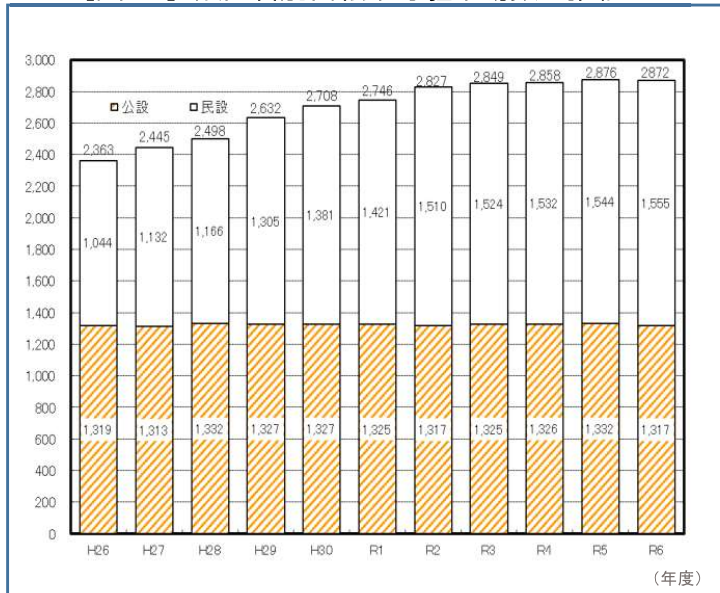
令和6年10月の「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」では、駅構内や電車・バス車内へのポスター掲出のほか、街頭ビジョンや公共施設等のデジタルサイネージ、ウェブ広告を活用した広報活動を展開しました。さらにキャンペーン期間中は、区市町村による放置自転車の撤去を積極的に実施しました。

- ・駅前等での広報啓発活動 : 132駅実施、延べ801日
- ・ポスター掲出 : 約3.7万枚
- ・リーフレット配布 : 約13万枚
- ・放置自転車の撤去 : 535駅実施、6,508台撤去
- ・その他、広報動画を制作し街頭ビジョンやデジタルサイネージで放映

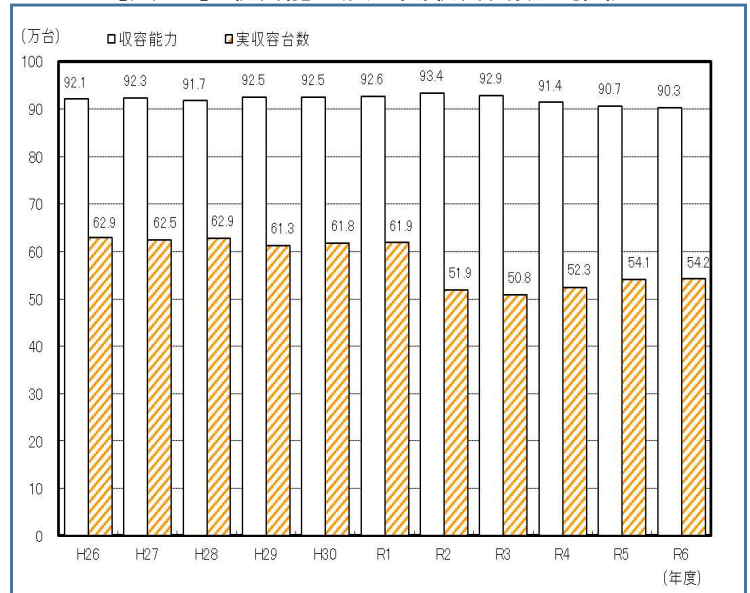
4 自転車等駐車場の設置状況 【図-4,5】 参照

- (1) 令和6年8月末日現在、駅周辺の自転車等駐車場は、2,872箇所（前年度比4箇所減）でした。そのうち公設は1,317箇所（前年度比15箇所減）、民設は1,555箇所（前年度比11箇所増）でした。近年は、民間事業者による自転車等駐車場の設置が増加しています。
- (2) 収容能力は、902,655台（前年度比4,089台減）、実収容台数は、542,207台（前年度比758台増）でした。

【図-4】設置者別自転車等駐車場数の推移



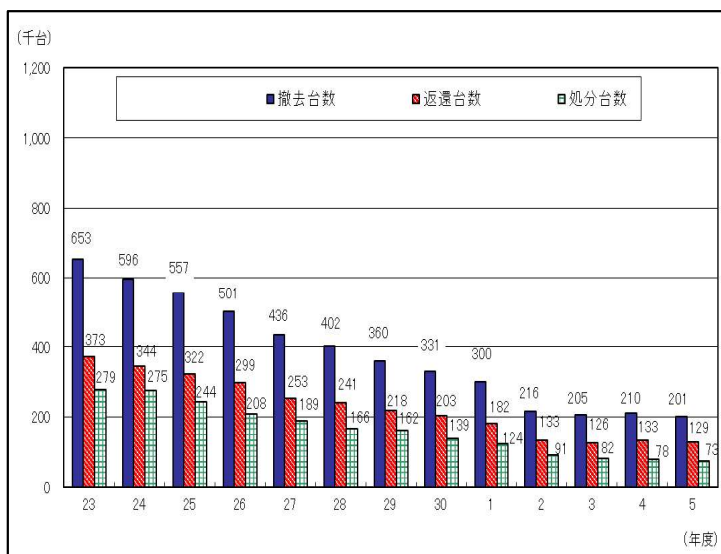
【図-5】収容能力及び実収容台数の推移



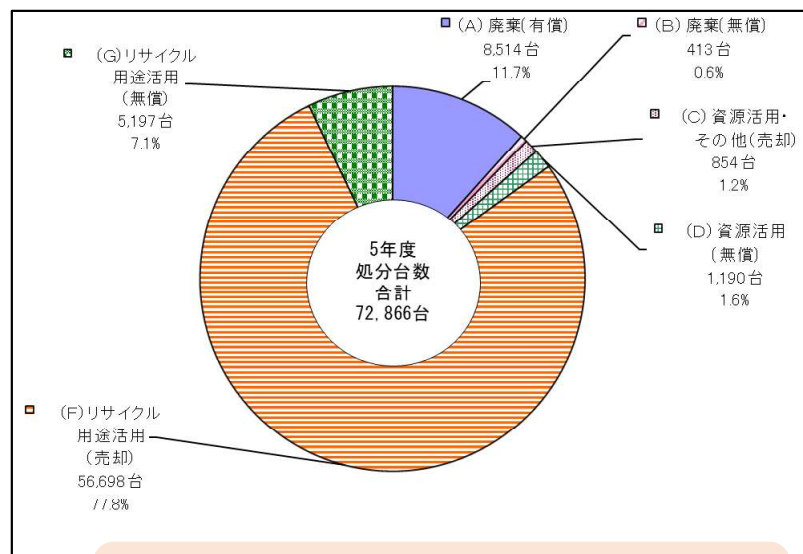
5 令和5年度における放置自転車等の撤去、処分等の状況 【図-6,7】 参照

- (1) 令和5年度に区市町村が撤去した放置自転車等：201,074台（4年度比8,880台減）
 - (2) 令和5年度に持ち主に返還された台数：129,298台（4年度比4,156台減）
 - (3) 令和5年度に区市町村が処分した台数：72,866台（4年度比5,267台減）
- ※ 返還台数、処分台数には、令和4年度中に撤去されたものを含まず。

【図-6】放置自転車等の撤去・返還・処分台数の推移



【図-7】撤去自転車及び原動機付自転車の処分内訳



- ・廃棄処分 (A+B) : 8,927台 (12.3%)
- ・鉄くずとして資源活用 (C+D) : 2,044台 (2.8%)
- ・リサイクル用途 (F+E) : 61,895台 (84.9%)

第 4 2 回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施大綱（案）

1 目的

放置自転車は、歩行者や緊急車両の通行を阻害するとともに、街の美観を損ねるなど社会問題となっている。これまで、区市町村や関係機関等の地道な努力により放置自転車の状況は改善しているものの、都内では依然として約 1.6 万台の自転車等（うち、自転車は約 1.5 万台）が駅周辺に放置されている。

このため、東京都では「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車通勤する従業者の駐輪場所の確保・確認や顧客に対する駐輪場利用の啓発等を事業者の責務と規定するなど、社会全体による放置自転車対策を推進しているところである。

さらに、東京都自転車安全利用推進計画において、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 か年で駅前放置自転車の台数を 1.5 万台以下にすることを目標に掲げており、引き続き目標達成が求められている。

こうした中、放置自転車問題を広く都民に訴えるため、関係機関等が相互に協力して、駅前放置自転車クリーンキャンペーン（以下「キャンペーン」という。）を実施する。

2 実施内容

- (1) 別紙 1 のとおりとする。

地域別、機関等別の具体的な実施内容は、各機関・団体が作成する「実施計画」で定める。

- (2) 活動の重点は次のとおりとする。

広報活動及び駅前放置自転車の撤去等

- (3) 統一標語は次のとおりとする。

「自転車の 代わりに置こう 思いやり」

3 実施時期

令和 7 年 10 月 22 日（水曜日）から同月 31 日（金曜日）までの 10 日間とする。また、キャンペーンの事前周知活動もあわせて実施する。

4 実施・参加機関等

- (1) 実施・参加機関等は次のとおりとする。

主 催：東京都・区市町村

構成団体：国土交通省（東京・相武国道事務所）、警視庁、東京消防庁、東日本旅客鉄道（株）、（一社）日本民営鉄道協会（関東鉄道協会）、（一社）東京バス協会、（一社）東京ハイヤー・タクシー協会、東京商工会議所、東京都商工会連合会、東京都商店街振興組合連合会、（一財）自転車産業振興協会、東京都自転車商協同組合、（一社）全国銀行協会、関東百貨店協会、（一財）日本自転車普及協会、（一社）日本二輪車普及安全協会、（一財）東京都交通安全協会、東京都公立高等学校長協会、（一財）東京都私立中学高等学校協会、東京都町会連合会、（一社）東京宝くじ協会、（公財）自転車駐車場整備センター、（一社）東京母の会連合会、（公社）東京都専修学校各

種学校協会、(公財) 東京しごと財団(東京都シルバー人材センター連合)、(公社) 東京都老人クラブ連合会、東京都障害者団体連絡協議会(東京都肢体不自由児者父母の会、東京都盲人福祉協会)、東京消費者団体連絡センター ※順不同

協力団体：(一社) 東京都個人タクシー協会、日本チェーンストア協会、(一社) 自転車協会、(公財) 東京都道路整備保全公社、(一社) 自転車駐車場工業会 ※順不同

(2) 各実施・参加機関等の役割は別紙2のとおりとする。

5 実施計画の策定

(1) 実施機関等は、この大綱及び別に定める駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施計画策定要領に基づき、それぞれ実施計画を策定し、駅前放置自転車クリーンキャンペーン幹事会において報告する。

(2) 区市町村実施計画に関する事項は以下のとおりとする。

ア 区市町村実施計画の中に、区市町村以外の機関・団体の実施又は協力すべき事項を採り入れる場合には、関係機関相互の連携を高めるため、区市町村が中心となって、「〇〇区(市町村)駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会」等の連絡、調整機関を設けるよう努めるものとする。

イ 区市町村以外の機関・団体等は、区市町村実施計画について協力の要請があったときは、可能な限り応じるものとする。

(3) 引き続き、駅前放置自転車台数を1.5万台以下にする目標の達成に効果的な実施計画を検討する。

6 首都圏駅前放置自転車クリーンキャンペーンの実施

首都圏駅前放置自転車対策協議会加盟の隣接3県(埼玉県・千葉県・神奈川県)及び5政令指定都市(横浜市、川崎市、相模原市、千葉市、さいたま市)は密接に連携し、クリーンキャンペーンを統一実施する。

駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施内容

1 広報活動

(1) 印刷物

①ポスターの掲示

各駅構内、電車・バスの車内、その他公共的施設等に掲示する。

②リーフレットの配布

各駅周辺や各参加機関・団体の窓口等において配布する。

③広報紙等への掲載

各参加機関・団体が発行している広報紙・機関紙やホームページ等にキャンペーンの内容を掲載する。

(2) 各種SNS等を活用したPR活動

アニメーション広報動画を作成し、YouTube や X、Instagram といった各種SNSや街頭ビジョンで放映し、駅前放置自転車についての発信を行う。

(3) 報道関係への情報提供（プレス）

①キャンペーンの実施について各報道機関へ情報提供する。

②放置自転車の実態、キャンペーンの実施の模様等について広く都民に周知するよう働きかける。

(4) その他

①広報用品の配布

②その他

地域や参加団体の実情に対応した広報活動を行う。

「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の趣旨を踏まえ、事業者等への広報活動を行う。

例：広報車、パレード、横断幕の掲出、町内掲示板へのポスター掲示、リーフレットの配布、駅構内・車内放送による広報、駅頭指導・呼びかけなど

2 放置自転車等の撤去、保管、返還、処分

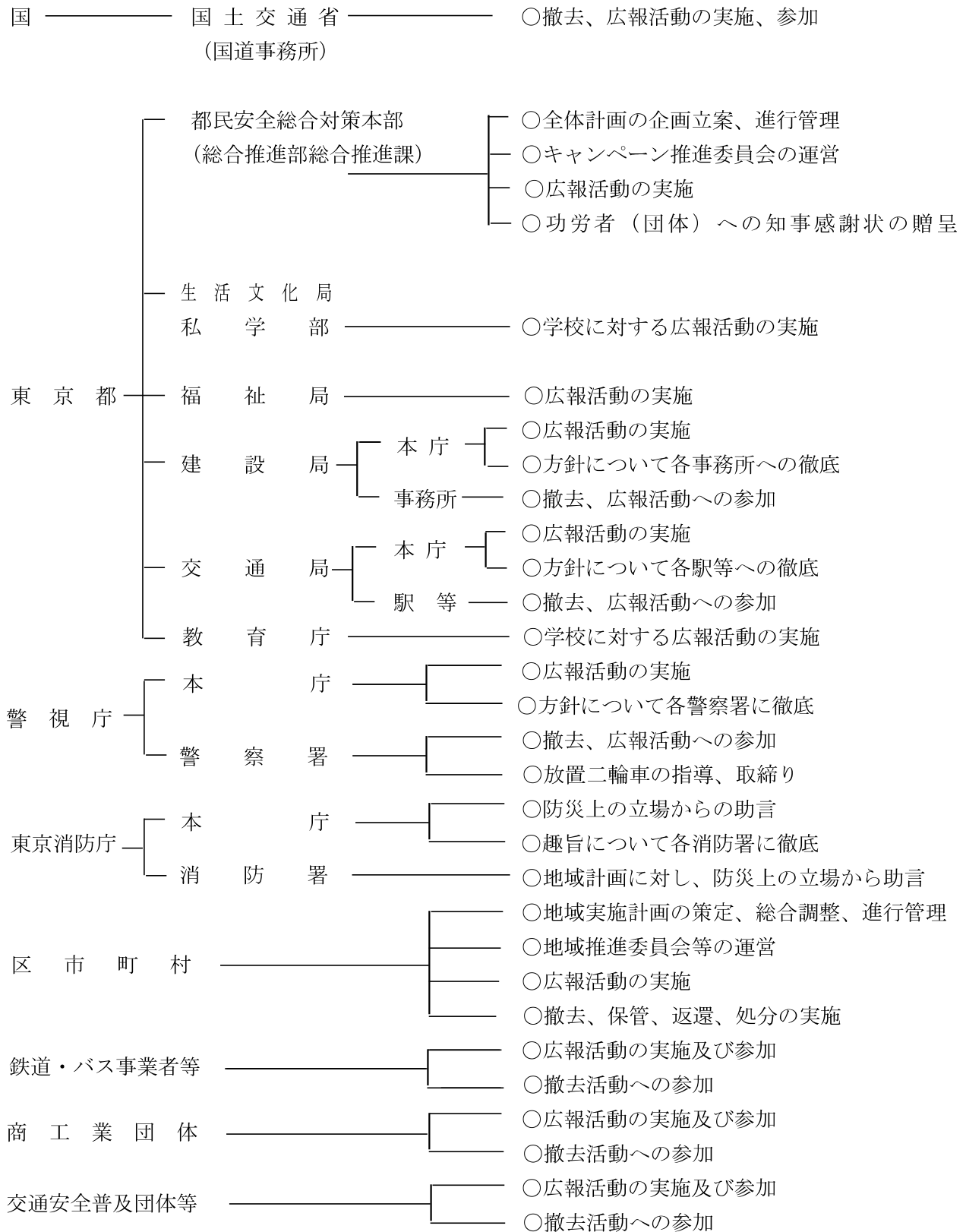
撤去の対象駅、実施期日、撤去の方法、必要人員、必要機材、参加団体の範囲及び役割分担、撤去自転車等の保管場所、返還方法、処分方法等の具体的内容については、区市町村ごとに「実施計画」で定める。なお、計画の立案についての要領は別に定める。

3 その他

(1) 放置自転車対策功労団体・功労者への知事感謝状贈呈

区市町村からの推薦に基づき、地域の放置自転車対策事業に積極的に協力及び貢献している方々に対して、知事名による感謝状を贈呈する。

実施・参加機関等の役割



第４２回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施計画策定要領（案）

１ 実施計画策定の基本的な考え方

- (１) 実施計画は、「駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施大綱」に沿って策定すること。
- (２) 各団体は、可能な限り多様な内容を計画に盛り込むよう努力すること。
- (３) 昨年度までと同様、今年度も計画時と報告時に同一の様式を使用することとした。実施報告時には計画時に記入した内容を更新して提出すること。

２ 活動内容

(１) 広報活動

広く都民に周知するため、可能な限り多様な広報媒体等を活用すること。

【例】○マスコミへの情報提供

積極的な報道発表及び取材協力

○テレビ・ラジオ等の利用

テレビ・ラジオでの放送、車内・駅構内等での放送、広報車等の活用

○印刷物の作成・掲出、配布

ポスター、リーフレット、広報紙（誌）、機関・団体紙（誌）等の作成、配布

○駅頭での呼びかけ等

駅頭での指導・呼びかけ、パレードの実施、「歩こう運動」等住民運動の推進等

○その他

講演会等の実施、広報用品の配布、関係先への呼びかけ等

(２) 放置自転車等の撤去、保管、返還、処分

放置自転車等の撤去場所（駅）、期日、方法、体制（人員、機材、参加団体の範囲及び役割分担）のほか、保管場所、返還方法、処分方法等は、関係機関と協議しつつ、区市町村が従前から実施している方法を基準として定めるものとする。

(３) その他

各団体は、それぞれの下部組織・団体又は協力団体等に対し、本キャンペーンについての周知徹底、参加協力等の指示又は要請をできるだけ早期に広範囲に行うものとする。

３ 実施計画書の作成

実施計画書の作成に当たっては、別紙１を参考とすること。

４ 実施計画書の提出

(１) 提出期限 令和７年７月２５日（金曜日）

(２) 提出方法 メールで御提出ください。

(３) 提出部数 １部

(４) 提出先 東京都都民安全総合対策本部総合推進部総合推進課 担当：和田・渡邊

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目８番１号 第１本庁舎北塔３４階

電 話 ０３－５３８８－３１２４

FAX ０３－５３８８－１２１７

メール S1170301@section.metro.tokyo.jp

【区市町村用（別記様式1）】

1 クリーンキャンペーンのための組織

令和6年度版「駅前放置自転車の現況と対策」P61、62の協議会等の下部組織（地域支部等）を指します。

2 駅頭広報活動・撤去等活动（移送・移動も含む。）

(1) 駅頭広報活動・撤去等実施予定の路線名・駅名を記入の上、参加団体のセルに「○」を御記入下さい。実施予定の駅が多く、記入欄が足りない場合は複写対応をお願いします。また、都ホームページへの掲載可否について、どちらかに丸を付けて下さい。

(2) 自動車延べ動員数について、広報活動や撤去等活動に利用する車両数（車両利用数）を御記入下さい。

(3) 駅前放置自転車クリーンキャンペーン期間中（10月22日から31日まで）は実施予定の日付に「○」を付けてください。キャンペーン期間前後に実施予定の場合は、その日付を御記入ください。

3 広報媒体等

(1) 印刷物、看板等

- 区市町村で掲載予定の広報紙等について、名称や発行時期、掲載回数を御記入ください。
- ホームページについて当該ホームページや掲載予定期間を御記入ください。
- ポスター、リーフレットについては、都作成分、（区市町村）独自作成分、自転車駐車場整備センター作成分等の別に、種類や枚数を御記入ください。
- 注意・警告札、看板、横断幕、のぼり旗について、活用する種類や枚数を御記入ください。

(2) 広報媒体

報道発表やテレビ・ラジオ等を活用した広報活動、住民運動や講演会等の予定を御記入ください。

※4～6については、実施報告時に御記入ください。

【鉄道・バス事業者用（別記様式2）】

1 広報紙（誌）・メールマガジン、ホームページ等への掲載予定を御記入ください。

なお、発行数等については、実施報告時に御記入ください。

2 独自作成のポスター、リーフレット、PR用配布品等

独自作成の取組がある場合は、御記入下さい。

3 都作成のポスター、リーフレットの活用

都が作成し配布するポスターの数量を「車内」「駅構内（停留所、営業所、案内所を含む。）」「デジタル（サイネージ等）」「その他（本社執務室等）」の別に御記入ください。

4 車内・駅構内の放送について

放送について、「車内」「駅構内（停留所、営業所、案内所を含む。）」や「都が作

成する動画の活用」について、御記入ください。

5 駅頭活動

駅ごとの活動状況を御記入ください。なお、都ホームページへの掲載可否について、どちらかに丸を付けて下さい。

6 その他の活動

都作成のリーフレットの活用含め、その他の活動が予定されている場合は、御記入下さい。

※7の意見欄は実施報告時に御記入ください。

【区市町村以外の団体用（別記様式3）】

1 広報紙（誌）・メールマガジンの発行、ホームページ等への掲載

なお、発行数等については、実施報告時に御記入ください。

2 独自作成のポスター、リーフレット、PR用配布品等

独自作成の取組がある場合は、御記入下さい。

3 都作成のポスターの活用

都が作成し配布するポスター数量、掲出先・配布先について御記入下さい。

4 自転車駐車場整備センター作成のポスターの活用

自転車駐車場整備センターが作成し配布するポスター数量、掲出先・配布先について御記入下さい。

5 都作成のリーフレット活用

都が作成し配布するリーフレットの数量、掲出先・配布先について御記入下さい。

6 駅頭活動駅ごとの取組内容と併せて都ホームページへの掲載可否について、御記入下さい。

7 その他の活動

その他の活動を予定している場合は、御記入下さい。

※8の意見欄は実施報告時に御記入ください。

第42回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン 実施計画書兼報告書

本様式は、実施計画と実施報告を兼ねる形式としております。実施計画時に記載・提出していただいた内容を、キャンペーン実施後の実施報告時は、更新して提出いただくこととなります。

区市町村名	部課係名
	担当者名
	電話番号

実施計画書作成日 令和 年 月 日

実施報告書作成日 令和 年 月 日

1 クリーンキャンペーンのための組織

【令和6年度版「駅前放置自転車の現況と対策」P61、62の協議会等の下部組織（地域支部等）を指す。】

名 称	発 足 日	総構成員数 (委員等)	構 成 員 の 役 職 名

2 駅頭広報活動・撤去等活動（移送・移動も含む。）（黄色セルは実施報告時に記載）

(1) 撤去・移送台数及び駅頭広報活動・撤去等活動参加人数
(注) *1：駐輪場内の撤去分を含む。 *2：区市町村が委託した高齢者事業団、運送業者等を含む。 *3：「その他」に該当する場合、詳細は備考欄に記載する。
*4：区市町村の総駅数とキャンペーン実施駅数（複数路線の同一駅名は1と数える）を記入する。

※都ホームページへの掲載 可 / 否（どちらかに○）

実施（予定）駅		撤去活動		撤去・移送台数		*1		駅頭広報活動・撤去等活動							参加団体		備考
路線名	駅名	実施予定	自転車（台）	原付・二輪（台）	計	区市町村	警察	東京都（除交通局）	鉄道（含交通局）	バス事業者	国道（国道事務所）	交通安全協会	その他	計			
1															0		
2															0		
3															0		
4															0		
5															0		
6															0		
7															0		
8															0		
9															0		
10															0		
11															0		
12															0		
13															0		
14															0		
15															0		
16															0		
17															0		
18															0		
19															0		
20															0		
21															0		
22															0		
23															0		
24															0		
25															0		
26															0		
27															0		
28															0		
29															0		
30															0		
区市町村内に所在する駅数 *4		計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計		
総駅数																	
活動実施駅数 *4																	
駅頭広報活動																	
撤去等活動																	
活動延べ日数																	
駅頭広報活動		0 日	エクセル下部の計														
撤去等活動		0 日	算表に記入してください														

(2) 自動車延べ動員数			
車両利用数（延べ台数）			
合計	広報車	トラック(搬送用)	その他
0台			

(3) キャンペーン実施（予定）日			
期間前（キャンペーンに位置付け た活動日を記載）			
駅頭広報 活動	22日(水)	23日(木)	24日(金)
撤去等活動	25日(土)	26日(日)	27日(月)
	28日(火)	29日(水)	30日(木)
	31日(金)		

(1) 印刷物、看板等

(2) 広報媒体

取 組 内 容	実 施 時 期 ・ 規 模 ・ 内 容 等
【鉄道やバスの車内・駅構内等での放送】	＊場所、内容、期間、回数等 ＊区市町村が独自に鉄道・バス事業者等へ依頼している場合を記載
【広報車等の活用】	＊期日、内容、回数、延べ台数等
【駅頭での呼びかけ等】	＊期日、場所、内容等（キャンペーン出動式、イベント等を具体的に記載）
【関係先への呼びかけ】	＊相手先、時期、内容等（ポスター掲出依頼、商店街等での放送依頼等を記載）
【その他】	＊パレード、住民運動、講演会、キャンペーン、ポスターコンクール、庁内放送、防災無線放送等を記載

3/4ページ

4 【実施報告時に記載】住民からの苦情・問い合わせ状況（キャンペーン期間中）

* 枠が足りない場合は、複写して次ページに記入してください。

種 別	件 数	主 な 内 容
苦 情		
問 合 せ		
意 見 要 望		
そ の 他		
合 計		

5 自由意見欄

* クリーンキャンペーンについての意見・要望を記入する。

6 【実施報告時に記載】プレス取材の有無

有		無	
---	--	---	--

* 報道発表、取材協力、テレビ・ラジオの放送について記入する。

新 聞 社 ・ テ レ ビ 局 名 等	掲 載 日 時 ・ 放 映 時 間 等

第42回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施計画書兼報告書

本様式は、実施計画と実施報告を兼ねる形式としております。実施計画時に記載・提出していただいた内容を、キャンペーン実施後の実施報告時は、更新して提出いただくこととなります。

団体名	部課係名
	担当者名
	電話番号

実施計画書作成日 令和 年 月 日

実施報告書作成日 令和 年 月 日

- 1 広報紙等への掲載（「発行数等」欄については、実施報告時に記載）
- * キャンペーン記事を掲載する（した）印刷物を記載してください。
 - * メールマガジンについては、配信数を「発行数等」欄に記載してください。
 - * ホームページについては、アクセス数を「発行数等」欄に記載してください。
- 実施報告時には、掲載データ又は掲載イメージ（フルカラー）を添付してください。**
- * SNSについては、フォロワー数を「発行数等」欄に記載してください。
- 実施報告時には、掲載画面のスクリーンショットを添付してください。**

種 別	名 称	発行数等	発行日・掲載期間	対象読者層
広報紙（誌）、会報等				
メールマガジン				
ホームページ				
* 別途掲載データ要				
SNS				
* 別途掲載データ要				
その他				

- 2 独自作成のポスター、リーフレット、PR用配布品等

種 別	名 称 ・ 規 格	数量等	掲出先・配布先等
ポスター			
リーフレット			
PR配布品			
デジタルサイネージ・モニター表示			
その他			

3 都作成のポスターの掲出

(1) 車内

* 枠が足りない場合は、複写して次ページに記載してください。

路線名	①1車両あたり	②車両数	掲出枚数 ①×②	掲出開始（予定）日	掲出終了（予定）日
	枚	両	0 枚		
	枚	両	0 枚		
	枚	両	0 枚		
	枚	両	0 枚		
計			0 枚		

(2) 駅構内（停留所、営業所、案内所を含む。）

* 都電荒川線やバスの停留所で掲出する（した）場合は、記載してください。

* バスの営業所や案内所で掲出する（した）場合は、記載してください。

* 枠が足りない場合は、複写して次ページに記載してください。別紙での対応も可能です。

駅 名 等	掲出箇所	掲出枚数	掲出開始（予定）日	掲出終了（予定）日
	箇所	枚		
	箇所	枚		
	箇所	枚		
	箇所	枚		
	箇所	枚		
計		0 箇所	0 枚	

(3) デジタル（サイネージ等）

名 称 等	掲出箇所	掲出回数（概算）	掲出開始（予定）日	掲出終了（予定）日
	箇所	回		
	箇所	回		
計		0 箇所	0 回	

(4) その他（本社執務室等）

名 称 等	掲出箇所	掲出枚数	掲出開始（予定）日	掲出終了（予定）日
	箇所	枚		
	箇所	枚		

別記様式2【鉄道・バス事業者用】

4 車内・駅構内放送

(1) 車内

* 枠が足りない場合は、複写して次ページに記載してください。

路 線 名	放送時間帯	放送開始日	放送終了日	1回あたりの秒数

計 路線

(2) 駅構内（停留所を含む。）

* 枠が足りない場合は、複写して次ページに記載してください。

駅 名 等	放送時間帯	放送開始日	放送終了日	1回あたりの秒数

実施計画時では、「〇〇駅ほか●箇所」等の書き方で結構です。

計 駅、停留所

(3) 都作成動画の活用

駅	放送時間帯	放送開始日	放送終了日

実施計画時では、「〇〇駅ほか●箇所」等の書き方で結構です。

(4) その他

名 称 等	放送時間帯	放送開始日	放送終了日
	箇所		
	箇所		

5 駅頭活動（鉄道・バス事業者が参加したもの。）（黄色セルは実施報告時に記載）

※都ホームページへの掲載 可 / 否 （どちらかに○）

* 枠が足りない場合は、複写して次ページに記載してください。

①活動場所（駅名）	②参加日	参加延日数 ①×②	参加延人員	活動内容
		日	人	
	実施報告時に記載	日	人	
		日	人	
		日	人	
		日	人	
		日	人	
		日	人	
		日	人	
		日	人	
		日	人	
計	駅	日	人	

6 その他の活動

事 項 名	規模・内容等
（1）都作成のリーフレットの活用	配布数 配布先

7 意見欄

* クリーンキャンペーンについての御意見・御要望を記載してください。

第42回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン 実施計画書兼報告書

本様式は、実施計画と実施報告を兼ねる形式としております。実施計画時に記載・提出していただいた内容を、キャンペーン実施後の実施報告時に更新して、提出いただくこととなります。

団体名	部課係名	
	担当者名	
	電話番号	

実施計画書作成日 令和 年 月 日

実施計報告作成日 令和 年 月 日

1 広報紙等への掲載

- * キャンペーン記事を掲載する（した）印刷物等を記載してください。
- * メールマガジンについては、配信数を「発行数等」欄に記載してください。
- * ホームページについては、アクセス数を「発行数等」欄に記載してください。
- 実施報告時には、掲載データ又は掲載イメージ（フルカラー）を添付してください。**
- * SNSについては、フォロワー数を「発行数等」欄に記載してください。

実施報告時には、掲載画面のスクリーンショットを添付してください。

種 別	名 称	発行数等	発行日・ 掲載期間	対象読者層
広報紙（誌）、会報等				
メールマガジン				
ホームページ				
* 別途掲載データ要 SNS				
* 別途掲載データ要				
その他				

2 独自作成のポスター、リーフレット、PR用配布品等

種 別	名 称 ・ 規 格	数量等	掲出先・配布先等
ポスター			
リーフレット			
PR 配布品			
デジタルサイネー ジ・モニター表示			
その他			

3 都作成のポスターの掲出（デジタルサイネージ含む）

規格	掲 出 先	掲出箇所	掲出枚数	掲出開始	掲出終了
		箇所	枚		
		箇所	枚		
		箇所	枚		
		箇所	枚		
		箇所	枚		

4 自転車駐車場整備センター作成のポスターの掲出

規格	掲 出 先	掲出箇所	掲出枚数	掲出開始	掲出終了
		箇所	枚		
		箇所	枚		
		箇所	枚		

5 都作成のリーフレットの配布

配 布 先	配布箇所	配布個数
	箇所	枚
	箇所	枚
	箇所	枚
	箇所	枚
	箇所	枚

6 駅頭活動（構成・協力団体が参加したもの）（黄色セルは実施報告時に記載）

※都ホームページへの掲載 可 / 否（どちらかに○）

* 枠が足りない場合は、複写して次ページに記載してください。

①活動場所（駅名）	②参加日	参加延日数 ①×②	参加延人員	活動内容
		0 日	人	
		0 日	人	
		0 日	人	
		0 日	人	
		0 日	人	
		0 日	人	
		0 日	人	
		0 日	人	
		0 日	人	
		0 日	人	

7 その他の活動

事 項 名	規 模 ・ 内 容 等

8 意見欄

* クリーンキャンペーンについての御意見・御要望を記載してください。

駅前放置自転車クリーンキャンペーン標語の継続使用について

【提案内容】

来年度（令和 8 年度 第 43 回駅前放置自転車クリーンキャンペーン）で使用する標語について、現在の標語「**自転車の 代わりに置こう 思いやり**」を継続使用する。

【提案の趣旨説明】

1 標語変更の経緯

- 駅前放置自転車クリーンキャンペーンでは、昭和 6 0 年（第 2 回）から平成 7 年（第 1 2 回）まで、標語を一般募集し、翌年のキャンペーンに使用
- 平成 8 年（第 1 3 回）からは、「困ります！ 自転車置きざり 知らんぷり」の標語を使用
- 平成 2 8 年 9 月開催の幹事会において、標語の変更を事務局より提案しました。その後、推進委員会の各委員に照会し了承が得られたため、一般募集により新しい標語「放置ゼロ キレイな街で おもてなし」を選定
- 新標語の使用にあたっては、使用期間は概ね 5 回（5 年間）を原則とし、毎年度の推進委員会において、次年度の継続使用の可否について決定し、実施大綱に反映
- この手続きに基づき、平成 2 9 年度の第 3 4 回から令和 2 年度の第 3 7 回まで「放置ゼロ キレイな街で おもてなし」の標語を使用し、令和 3 年度の第 3 8 回目から令和 7 年度の第 4 2 回目（今回）まで「**自転車の 代わりに置こう 思いやり**」の標語を使用

2 駅前放置自転車クリーンキャンペーン標語の継続使用について

- 令和 8 年度第 4 3 回駅前放置自転車クリーンキャンペーンで使用する統一標語については、継続使用することが効果的と認められるため、引き続き、「**自転車の 代わりに置こう 思いやり**」を使用することとしたい

駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会設置要綱の改正について

1 これまでの経緯

令和 7 年 4 月 1 日付 庁内の組織改編により、駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会設置要綱 第 5、第 7、第 8、第 10、第 11、別表 2 及び別表 3 に記載する組織名及び役職名を変更した。

2 駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会設置要綱 別表 1 の改正について

推進委員の「職指定」について、各構成団体からの申し出により、設置要綱に記載する役職名等を変更する。

駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会設置要綱

	昭和59年	5月16日	59生文企交第	23号
改正	令和4年	10月3日	4生安総第	601号
改正	令和5年	7月24日	5生安総第	345号
改正	令和6年	4月1日	6生安総第	9号
改正	令和7年	3月25日	6生総総第	2818号

(設置)

- 第1 放置自転車問題を広く都民に訴えるための「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を関係機関・団体が相互に協力して実施するため、駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

- 第2 推進委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施大綱の策定
- (2) 関係機関・団体が策定する「クリーンキャンペーン実施計画」の調整
- (3) その他駅前放置自転車クリーンキャンペーンの実施に必要な事項

(構成)

- 第3 推進委員会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 委員は、別表1及び別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

(任期)

- 第4 委員の任期は、委嘱をした日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中で委員を変更する場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

- 第5 会長は、都民安全総合対策本部長をもって充てる。

- 2 会長に事故があるときは、会長が指定する委員がその職務を代理する。

(招集等)

- 第6 推進委員会は、会長が招集し、主宰する。

(幹事会)

- 第7 推進委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進委員会から付託を受けた事項について協議・調整する。

- 3 幹事会は、幹事をもって構成する。

- 4 幹事は、別表1に掲げる委員が指名する者及び別表3に掲げる職にある者をもって充てる。

- 5 幹事の任期は、委員の任期を準用する。

- 6 幹事会は、東京都都民安全総合対策本部総合推進部長が招集し、主宰する。

(標語選定委員会)

- 第8 幹事会に標語選定委員会を置く。

- 2 標語選定委員会は、駅前放置自転車クリーンキャンペーン統一標語について協議・調整する。

- 3 標語選定委員会は、別表1の1区代表1名、同市代表1名、別表1の2鉄道・バス等事業者代表1名、別表1の3商工業団体代表1名、別表1の4交通安全普及団体等代表1名、別表3代表4名及び首都圏放置自転車対策協議会代表1名により構成する。

- 4 標語選定委員長は、東京都都民安全総合対策本部総合推進部長をもって充てる。

- 5 標語選定委員会は、標語選定委員長が招集し、主宰する。

6 標語の募集及びその他の事務は、東京都都民安全総合対策本部総合推進部総合推進課が行う。

(公開等)

第9 推進委員会、幹事会及び標語選定委員会は、公開で行うものとする。ただし、推進委員会幹事会及び標語選定委員会の決定により非公開とすることができる。

2 推進委員会、幹事会及び標語選定委員会の会議録等は、公開するものとする。

(庶務)

第10 推進委員会の庶務は、東京都都民安全総合対策本部総合推進部総合推進課において処理する。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に必要な事項は、東京都都民安全総合対策本部長が定める。

附 則

1 この要綱は、昭和59年5月16日から施行する。

2 要綱第4の規定にかかわらず、当初の委員及び幹事の任期は、昭和60年3月31日までとする。

附 則 (60 生文総交第20号)

この要綱は、昭和60年5月2日から施行する。

附 則 (61 生文総交第35号)

この要綱は、昭和61年5月27日から施行する。

附 則 (62 生文総交第19号)

この要綱は、昭和62年5月13日から施行する。

附 則 (2 生文総交第254号)

この要綱は、平成2年8月1日から施行する。ただし、第3及び第5の第2項の改定規定は平成2年7月19日から施行する。

附 則 (7 生文総交第56号)

この要綱は、平成7年5月9日から施行する。

附 則 (8 生文総交第14号)

この要綱は、平成8年5月10日から施行する。

附 則 (10 生文総交第23号)

この要綱は、平成10年5月18日から施行する。

附 則 (11 生文総交第327号)

1 この要綱は、平成12年1月1日から施行する。

2 東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号)の公布の日前に開催された委員会及び幹事会の会議録等の取扱いについては、この要綱による改正後の駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会設置要綱第8第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (12 生文総交第19号)

この要綱は、平成12年4月18日から施行する。

附 則 (13 生都協交第5号)

この要綱は、平成13年4月18日から施行する。

附 則 (16 生文総安第3号)

この要綱は、平成16年4月5日から施行する。

附 則 (16 生文総安第199号)

この要綱は、平成16年8月13日から施行する。

附 則 (17 生文総安第172号)

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則 (17 青青総第 459 号)
この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (18 青総総第 766 号)
この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (22 青総総第 13 号)
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (22 青総総第 182 号)
この要綱は、平成 22 年 7 月 16 日から施行する。

附 則 (24 青総総第 140 号)
この要綱は、平成 24 年 6 月 22 日から施行する。

附 則 (25 青総総第 34 号)
この要綱は、平成 25 年 4 月 23 日から施行する。

附 則 (27 青総総第 31 号)
この要綱は、平成 27 年 4 月 20 日から施行する。

附 則 (28 青総総第 421 号)
この要綱は、平成 28 年 12 月 16 日から施行する。

附 則 (30 青総総第 782 号)
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (3 都安総交第 1234 号)
この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (4 生安総第 601 号)
この要綱は、令和 4 年 10 月 3 日から施行する。

附 則 (5 生安総第 345 号)
この要綱は、令和 5 年 7 月 24 日から施行する。

附 則 (6 生安総第 9 号)
この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (6 生総総第 2818 号)
この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

1 行政機関

国土交通省関東地方整備局東京国道事務所長
国土交通省関東地方整備局相武国道事務所長
警視庁交通部交通規制課長
東京消防庁警防部参事兼警防課長
区 代 表（5区）
市 代 表（5市）
町 村 代 表（1町村）

2 鉄道・バス等事業者

東日本旅客鉄道(株)首都圏本部企画総務部経営戦略ユニットチーフマネージャー
(一社) 日本民営鉄道協会（関東鉄道協会）運輸調整部長
(一社) 東京バス協会常務理事
(一社) 東京ハイヤー・タクシー協会常務理事

3 商工業団体

東京商工会議所広報部部長
東京都商工会連合会専務理事
東京都商店街振興組合連合会事務局長
(一財) 自転車産業振興協会常務理事
東京都自転車商協同組合理事長
(一社) 全国銀行協会総務部長
関東百貨店協会事務局長

4 交通安全普及団体等

(一財) 日本自転車普及協会理事
(一社) 日本二輪車普及安全協会東京都二輪車普及安全協会会長
(一財) 東京都交通安全協会理事長
東京都公立高等学校長協会会長
(一財) 東京私立中学高等学校協会文化部副部長
東京都町会連合会副会長
(一社) 東京宝くじ協会専務理事
(公財) 自転車駐車場整備センター常務理事
(一社) 東京母の会連合会副理事長
(公社) 東京都専修学校各種学校協会専務理事・事務局長
(公財) 東京しごと財団区市町村シルバー人材センター代表
(公社) 東京都老人クラブ連合会会長
東京都障害者団体連絡協議会（一社）東京都肢体不自由児者父母の会連合会会長
東京消費者団体連絡センター事務局長

別表 2

東京都都民安全総合対策本部総合推進部長
東京都生活文化局私学部長
東京都福祉局事業調整担当部長
東京都建設局道路管理部長
東京都交通局電車部長
東京都教育庁指導部長

別表 3

東京都都民安全総合対策本部総合推進部交通安全担当課長	
〃	交通安全対策担当課長
〃	交通安全対策担当課長
〃	交通安全対策担当課長
東京都生活文化局私学部私学行政課長	
東京都福祉局生活福祉部福祉のまちづくり担当課長	
東京都建設局道路管理部監察指導課長	
東京都交通局電車部営業課長	
東京都教育庁指導部高等学校教育指導課長	

改 正 案		現 行
第1から第10まで（現行のとおり） <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和7年6月24日から施行する。</u> 別表 1 1（略） 2（略） 3 商工業団体 日本百貨店協会理事 4 交通安全普及団体等 （一財）日本自転車普及協会業務執行理事		第1から第10まで（同左） 別表 1 1（略） 2（略） 3 商工業団体 関東百貨店協会事務局長 4 交通安全普及団体等 （一財）日本自転車普及協会理事

駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会設置要綱（案）

昭和59年 5月16日 59生文企交第 23号
改正 令和 4年10月 3日 4生安総第 601号
改正 令和 5年 7月24日 5生安総第 345号
改正 令和 6年 4月 1日 6生安総第 9号
改正 令和 7年 3月25日 6生総総第2818号
改正 令和 7年 6月24日

（設 置）

第1 放置自転車問題を広く都民に訴えるための「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を関係機関・団体が相互に協力して実施するため、駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2 推進委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施大綱の策定
- (2) 関係機関・団体が策定する「クリーンキャンペーン実施計画」の調整
- (3) その他駅前放置自転車クリーンキャンペーンの実施に必要な事項

（構 成）

第3 推進委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、別表1及び別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

（任 期）

第4 委員の任期は、委嘱をした日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期途中で委員を変更する場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第5 会長は、都民安全総合対策本部長をもって充てる。

2 会長に事故があるときは、会長が指定する委員がその職務を代理する。

（招集等）

第6 推進委員会は、会長が招集し、主宰する。

（幹事会）

第7 推進委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、推進委員会から付託を受けた事項について協議・調整する。

3 幹事会は、幹事をもって構成する。

4 幹事は、別表1に掲げる委員が指名する者及び別表3に掲げる職にある者をもって充てる。

5 幹事の任期は、委員の任期を準用する。

6 幹事会は、東京都都民安全総合対策本部総合推進部長が招集し、主宰する。

（標語選定委員会）

第8 幹事会に標語選定委員会を置く。

2 標語選定委員会は、駅前放置自転車クリーンキャンペーン統一標語について協議・調整する。

3 標語選定委員会は、別表1の1区代表1名、同市代表1名、別表1の2鉄道・バス等事業者代表1名、別表1の3商工業団体代表1名、別表1の4交通安全普及団体等代表1名、別表3代表4名及び首都圏放置自転車対策協議会代表1名により構成する。

4 標語選定委員長は、東京都都民安全総合対策本部総合推進部長をもって充てる。

- 5 標語選定委員会は、標語選定委員長が招集し、主宰する。
- 6 標語の募集及びその他の事務は、東京都都民安全総合対策本部総合推進部総合推進課が行う。

(公開等)

第9 推進委員会、幹事会及び標語選定委員会は、公開で行うものとする。ただし、推進委員会幹事会及び標語選定委員会の決定により非公開とすることができる。

- 2 推進委員会、幹事会及び標語選定委員会の会議録等は、公開するものとする。

(庶務)

第10 推進委員会の庶務は、東京都都民安全総合対策本部総合推進部総合推進課において処理する。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に必要な事項は、東京都都民安全総合対策本部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和59年5月16日から施行する。

- 2 要綱第4の規定にかかわらず、当初の委員及び幹事の任期は、昭和60年3月31日までとする。

附 則 (60 生文総交第20号)

この要綱は、昭和60年5月2日から施行する。

附 則 (61 生文総交第35号)

この要綱は、昭和61年5月27日から施行する。

附 則 (62 生文総交第19号)

この要綱は、昭和62年5月13日から施行する。

附 則 (2 生文総交第254号)

この要綱は、平成2年8月1日から施行する。ただし、第3及び第5の第2項の改定規定は平成2年7月19日から施行する。

附 則 (7 生文総交第56号)

この要綱は、平成7年5月9日から施行する。

附 則 (8 生文総交第14号)

この要綱は、平成8年5月10日から施行する。

附 則 (10 生文総交第23号)

この要綱は、平成10年5月18日から施行する。

附 則 (11 生文総交第327号)

- 1 この要綱は、平成12年1月1日から施行する。

- 2 東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号)の公布の日前に開催された委員会及び幹事会の会議録等の取扱いについては、この要綱による改正後の駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会設置要綱第8第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (12 生文総交第19号)

この要綱は、平成12年4月18日から施行する。

附 則 (13 生都協交第5号)

この要綱は、平成13年4月18日から施行する。

附 則 (16 生文総安第3号)

この要綱は、平成16年4月5日から施行する。

附 則 (16 生文総安第199号)

この要綱は、平成16年8月13日から施行する。

附 則 (17 生文総安第172号)

この要綱は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (17 青青総第 459 号)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (18 青総総第 766 号)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (22 青総総第 13 号)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (22 青総総第 182 号)

この要綱は、平成 22 年 7 月 16 日から施行する。

附 則 (24 青総総第 140 号)

この要綱は、平成 24 年 6 月 22 日から施行する。

附 則 (25 青総総第 34 号)

この要綱は、平成 25 年 4 月 23 日から施行する。

附 則 (27 青総総第 31 号)

この要綱は、平成 27 年 4 月 20 日から施行する。

附 則 (28 青総総第 421 号)

この要綱は、平成 28 年 12 月 16 日から施行する。

附 則 (30 青総総第 782 号)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (3 都安総交第 1234 号)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (4 生安総第 601 号)

この要綱は、令和 4 年 10 月 3 日から施行する。

附 則 (5 生安総第 345 号)

この要綱は、令和 5 年 7 月 24 日から施行する。

附 則 (6 生安総第 9 号)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (6 生総総第 2818 号)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 ()

この要綱は、令和 7 年 6 月 24 日から施行する。

別表 1

1 行政機関

国土交通省関東地方整備局東京国道事務所長
国土交通省関東地方整備局相武国道事務所長
警視庁交通部交通規制課長
東京消防庁警防部参事兼警防課長
区 代 表（5区）
市 代 表（5市）
町 村 代 表（1町村）

2 鉄道・バス等事業者

東日本旅客鉄道(株)首都圏本部企画総務部経営戦略ユニットチーフマネージャー
(一社) 日本民営鉄道協会（関東鉄道協会）運輸調整部長
(一社) 東京バス協会常務理事
(一社) 東京ハイヤー・タクシー協会常務理事

3 商工業団体

東京商工会議所広報部部長
東京都商工会連合会専務理事
東京都商店街振興組合連合会事務局長
(一財) 自転車産業振興協会常務理事
東京都自転車商協同組合理事長
(一社) 全国銀行協会総務部長
日本百貨店協会理事

4 交通安全普及団体等

(一財) 日本自転車普及協会業務執行理事
(一社) 日本二輪車普及安全協会東京都二輪車普及安全協会会長
(一財) 東京都交通安全協会理事長
東京都公立高等学校長協会会長
(一財) 東京私立中学高等学校協会文化部副部長
東京都町会連合会副会長
(一社) 東京宝くじ協会専務理事
(公財) 自転車駐車場整備センター常務理事
(一社) 東京母の会連合会副理事長
(公社) 東京都専修学校各種学校協会専務理事・事務局長
(公財) 東京しごと財団区市町村シルバー人材センター代表
(公社) 東京都老人クラブ連合会会長
東京都障害者団体連絡協議会（一社）東京都肢体不自由児者父母の会連合会会長
東京消費者団体連絡センター事務局長

別表 2

東京都都民安全総合対策本部総合推進部長
東京都生活文化局私学部長
東京都福祉局事業調整担当部長
東京都建設局道路管理部長
東京都交通局電車部長
東京都教育庁指導部長

別表 3

東京都都民安全総合対策本部総合推進部交通安全担当課長	
〃	交通安全対策担当課長
〃	交通安全対策担当課長
〃	交通安全対策担当課長
東京都生活文化局私学部私学行政課長	
東京都福祉局生活福祉部福祉のまちづくり担当課長	
東京都建設局道路管理部監察指導課長	
東京都交通局電車部営業課長	
東京都教育庁指導部高等学校教育指導課長	